

## 有価証券報告書の作成要領について

(平成 21 年 3 月期提出用)

(財) 財務会計基準機構

企画部グループ長 吉田信之

### はじめに

(財) 財務会計基準機構は、去る 4 月 1 日から 10 日まで、全国 9 か所で 11 回にわたり、平成 21 年 3 月期に係る有価証券報告書の提出を前提とした「有価証券報告書の作成要領」(以下、「テキスト本」という。)に基づき、作成上の留意点について解説セミナーを開催した。本稿では、テキスト本における主な改正点について概観する。

今回のテキスト本における主な改正点は次の通りであり、以下この順に解説を行うこととするが、このうち、「3」「4」「6」は平成 20 年 3 月期の「有価証券報告書の作成要領について」での解説と内容的に重複するため(当財団ホームページ/企業会計基準等/会計基準等の解説情報/有価証券報告書等/を参照のこと)、ポイントの確認とする。なお、文中意見にわたる部分は私見であることを予めお断りしておく。

1. 金商法施行に伴う開示府令等の改正に関する事項
  - (1) 監査報酬の内容
  - (2) 監査公認会計士等の異動
  - (3) 2 種類以上の株式を発行している場合の開示
2. 継続企業の前提に関する注記の改正
3. リース取引に関する事項
4. 在外子会社の会計処理に関する事項
5. 棚卸資産の会計処理に関する事項
6. 関連当事者の開示に関する事項
7. 金融商品の会計処理に関する事項
8. 資産除去債務の会計処理に関する事項
9. 工事契約の会計処理に関する事項
10. 『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その 3)の適用に関する事項
11. 子会社及び関連会社の範囲の決定に関する事項
12. 持分法に関する事項
13. 債券の保有目的区分の変更に関する事項
14. 内部統制報告書、確認書に関する事項

## 1 金商法施行に伴う開示府令等の改正に関する事項

平成 20 年 3 月 28 日付の府令改正により、財務書類の信頼性向上及び監査の品質確保の観点から、(1) 監査報酬の内容、及び (2) 監査公認会計士等の異動に関する開示の充実が図られ、また、平成 20 年 12 月 5 日付の府令改正では、(3) 2 種類以上の株式を発行している場合の開示について改正が行われている。

### (1) 監査報酬の内容等

監査報酬の開示について、今回の府令改正により、新たに「監査報酬の内容等」という項目が別に設けられて、具体的な記載内容が規定され、記載が義務付けられることとなった。

具体的な記載内容としては、「第二号様式記載上の注意 (58) 監査報酬の内容等」の a～d に規定されており、①「監査公認会計士等に対する報酬の内容」、②「その他重要な報酬の内容」、③「監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容」、④「監査報酬の決定方針」の 4 項目の記載が必要となる。これらの項目自体は全て様式で規定されているため、一部該当がない事項であっても省略はできないこととなっている。

①「監査公認会計士等に対する報酬の内容」は、表が様式で規定されており、縦の区分欄には、「提出会社」と「連結子会社」及び合計欄、横の欄には、前連結会計年度と当連結会計年度の 2 期分、さらに 2 期のそれぞれが監査証明業務に基づく報酬と非監査業務に基づく報酬とに区分されている。(資料 1)

実際の記載については、前連結会計年度と当連結会計年度に係る監査報酬として、提出会社の監査公認会計士等に対して、提出会社が支払うものと連結子会社が支払うものとを、監査証明業務に基づくものと非監査業務に基づくものとに区分して記載することとなる。

②「その他の重要な報酬の内容」は、前述の①「監査公認会計士等に対する報酬の内容」に記載するもののほかに、提出会社においてその重要性に鑑みて開示が適当と認められる報酬の内容について、具体的にかつ分かりやすく記載することとなる。これは、同じネットワークにある監査法人等への報酬の支払いによって、監査公認会計士等の独立性が阻害される可能性が否定できないとの考えから開示が求められたものである。

③「監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容」は、提出会社が監査公認会計士等に対して非監査業務に基づく報酬を支払っている場合に、当該非監査業務の内容を記載することとなる。

④「監査報酬の決定方針」は、提出会社が監査公認会計士等に対する報酬の額の決定に関する方針を定めている場合に、当該方針の概要を記載することとなる。これは、監査報酬の決定に当たり、監査人の独立性が損なわれるような体系、例えば監査報酬の決定方針が成功報酬体系とか、著しく低い報酬が許容される体系などではなく、監査日数、提出会社の規模、業務の特性等を勘案して、適切に決定されていることが明らかとなるような開示が求められている。

## (2) 監査公認会計士等の異動

監査公認会計士等の異動について、これまでは当連結会計年度において監査法人等が交代した場合にはその旨を記載すること、と規定されていたが、今回の府令改正により、「第二号様式記載上の注意」(59)経理の状況のcのまた書き以下が改正され、前連結会計年度及び当連結会計年度の2期において監査公認会計士等の異動があった場合には、その旨を記載することとされている。さらに、当該異動について臨時報告書を提出した場合には、当該臨時報告書に記載した事項（ただし、監査公認会計士等であった者が監査公認会計士等でなくなる場合には、特定の事項についてはその概要）も記載することとされている。

(資料2)

## (3) 2種類以上の株式を発行している場合の開示

平成20年12月5日付の開示府令の改正により、会社が2以上の種類の株式を発行している場合、「提出会社の状況」等において、当該株式の種類ごとに関連する事項について開示することが求められている。

まず、「記載上の注意」(20)株式の総数等が改正され、【株式等の状況】の【株式の総数】の箇所では、会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、合計欄には発行可能株式総数を記載することとされた。

次に、【発行済株式】の表では、発行済株式の種類ごとに、「種類」「事業年度末現在及び提出日現在発行数」「内容」等を記載するが、「内容」の欄については、「単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること」とされている。

さらに、108条1項各号に掲げる2以上の種類の株式を実際に発行している場合で、単元株式数が異なっている時又は議決権の有無や内容に差異がある時には、その旨及び理由を欄外に記載することとされた。この場合、株式の保有や議決権の行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載することとされている。

このように、2以上の種類の株式を発行している場合には、【株式の総数等】の事項以外でも、【大株主の状況】や【議決権の状況】等の各箇所において、その種類ごとに関連する項目を記載することとされている。

## 2. 継続企業の前提に関する注記の改正

平成21年4月20日付の府令改正により、当連結会計年度から「継続企業の前提に関する注記」の改正がなされている。従来は、貸借対照表日において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、画一的に注記を行うこととされていたが、国際会計基準における開示との整合性を踏まえ、貸借対照表日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときに注記を行うこととされた。ただし、貸借対照表日後において、

当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記は不要とされている。これに伴い、財規ガイドラインも改正が行われている。

さらに、これに関連して、監査対象外の項目である「事業等のリスク」、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」についても改正が行われ、「事業等のリスク」では、提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載することとされた。「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」では、「事業等のリスク」において、重要事象等が存在する旨及びその理由を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載することとされた。

提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況としては、ガイドラインで例示がなされており、例えば、「売上高の著しい減少」や「継続的な営業損失の発生又は営業キャッシュ・フローのマイナス」等が挙げられている。また、対応策の例としては、「資産の処分に関する計画」や「資金調達計画」等が挙げられている。

### 3. リース取引に関する事項

「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）等が平成19年3月30日に改正・公表され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用することとされている。これによる主な改正点は、次のとおりである。

- (1) 主要な設備の状況
- (2) 連結貸借対照表・連結損益計算書
- (3) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項
- (4) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更
- (5) リース取引関係の注記
- (6) 借入金等明細表

### 4. 在外子会社の会計処理に関する事項

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号）が公表され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用することとされている。これを適用した場合には、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更となる。

## 5. 棚卸資産の会計処理に関する事項

棚卸資産については、平成20年8月7日付の連結財規及び財規の改正により、連結貸借対照表及び貸借対照表における表示が変更されている。

また、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法に係る「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用することとされている。

### (1) 連結貸借対照表・貸借対照表

平成20年8月7日付の連結財規第23条の改正により、従来「たな卸資産」として表示していたものは、当連結会計年度より、「商品及び製品(半製品を含む。)」 「仕掛品」 「原材料及び貯蔵品」の3区分で掲記することとされており、この場合には、表示方法の変更に該当する。(資料3) なお、「商品及び製品」、「仕掛品」、「原材料及び貯蔵品」に属する資産については、「たな卸資産」の科目で一括して掲記することもできるが、その場合には、その内訳科目及び金額を注記する必要がある。

一方、貸借対照表については、同じく平成20年8月7日付で財規第17条が改正されているが、従来「商品」「製品(副産物及び作業くずを含む。)」 「半製品」「原材料」「仕掛品」「貯蔵品」の科目で区分掲記されていた各資産は、当事業年度より、「商品及び製品(半製品を含む)」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」の3区分に変更されている。この場合の表示方法の変更の取扱いとしては、「商品」と「製品」から「商品及び製品」、「原材料」と「貯蔵品」から「原材料及び貯蔵品」への変更となることで、変更の内容が明瞭と考えられる場合には、表示方法の変更の記載を省略できると考えられる。

### (2) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

収益性の低下に基づく簿価切下げの方法に係る「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)は、これまでも早期適用は可能であったが、3月決算企業の場合、当連結会計年度からの原則適用となり、この場合は、会計方針の変更に該当する。

なお、「棚卸資産の評価に関する会計基準」は平成18年7月5日に公表されたのち、平成20年9月26日にも改正がなされているが、この改正基準(主として、後入先出法の廃止)の適用は平成22年4月1日以後開始する事業年度からとなっている。このため、当連結会計年度において、平成18年7月5日公表分のみを適用しているという場合には、この点を明確にするため、会計方針の変更の記載にあたり、「平成18年7月5日公表分」といった文言を記載することが考えられる。

## 6. 関連当事者の開示に関する事項

平成 18 年 10 月 17 日に「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準 11 号) 等が公表され、これを受けて平成 19 年 8 月 15 日付の府令改正により、連結財規及び財規等における関連当事者の開示に関する規定が整備されている。

改正後の規定は、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用される。この改正による主な改正点は次のとおりである。

- (1) 関連当事者の範囲の拡充
- (2) 関連当事者との取引に関する開示
- (3) 関連当事者の存在に関する開示

## 7. 金融商品の会計処理に関する事項

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号) 及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号) が公表され、平成 22 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度から適用することとされているが、それ以前にも早期適用ができることとされている。

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」を早期適用した場合で、その影響が注記事項における記載にとどまる場合には会計方針の変更には該当しないが、会計処理に影響を及ぼす場合には会計方針の変更該当することに留意する。

## 8. 資産除去債務の会計処理に関する事項

「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第 18 号) 及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 21 号) が公表され、平成 22 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用することとされているが、それ以前にも早期適用ができることとされている。

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を早期適用した場合は、会計方針の変更該当する。(資料 4-1)

また、連結財規第 15 条の 23 (財規第 8 条の 28 を準用) により、資産除去債務に関する注記も必要となる。具体的には、①連結貸借対照表に計上している資産除去債務については、当該資産除去債務の概要、金額の算定方法、当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減、当該資産除去債務の金額の見積りを変更したときは、その旨、変更の内容及び影響額を注記する。②連結貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務については、当該資産除去債務の金額を連結貸借対照表に計上していない旨、その理由、当該資産除去債務の概要を記載する。(資料 4-2)

## 9. 工事契約の会計処理に関する事項

「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第 15 号）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 18 号）が公表され、平成 21 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用することとされているが、それ以前にも早期適用ができることとされている。当会計基準を適用した場合は会計方針の変更に該当することとなるが、テキスト本では、当連結会計年度に着手した工事契約から適用する場合と、期首に存在する工事契約から適用する場合に分けて、それぞれ記載事例を載せている。（資料 5-1, 5-2）

また、連結貸借対照表の注記事項としては、連結財規第 40 条の 2（財規第 54 条の 4 を準用）により、同一の工事契約についてたな卸資産及び工事損失引当金がある場合には、それぞれ一定の事項を注記しなければならないとされている。テキスト本では、当該たな卸資産及び工事損失引当金を相殺しないで表示している場合と相殺表示している場合で、それぞれ記載事例を載せている。（資料 5-3, 5-4）

連結損益計算書の注記事項としては、内閣府令第 50 号の附則第 3 条 3 項により、期首に存在する工事契約を含むすべての工事契約について当基準を適用した場合に、その旨及び工事の進捗度に対応する工事収益の額及び工事原価の額を注記しなければならないとされている（資料 5-5）。また、連結財規第 52 条の 2（財規第 76 条の 2 を準用）により、売上原価に含まれる工事損失引当金繰入額を注記しなければならないとされている。（資料 5-6）

## 10. 『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その 3）の適用に関する事項

『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その 3）（企業会計基準第 19 号）が公表され、平成 21 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用することとされているが、それ以前にも早期適用ができることとされている。当会計基準を適用した場合は、会計方針の変更に該当することとなるが、テキスト本では、数理計算上の差異を当期から償却する場合と、翌期から償却する場合に分けて、それぞれ記載事例を載せている。（資料 6-1, 6-2）

## 11. 子会社及び関連会社の範囲の決定に関する事項

「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 22 号）が公表され、平成 20 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用することとされているが、それ以前にも早期適用ができることとされている。当適用指針を適用することにより、これまでの会計処理と異なることとなる場合には、会計方針の変更に該当することとなる。（資料 7）

#### 1 2. 持分法に関する事項（平成 20 年 3 月会計基準）

「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第 16 号）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第 24 号）が平成 20 年 3 月に A S B J から公表され、平成 22 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用することとされているが、それ以前にも早期適用ができることとされている。当会計基準を適用し、被投資会社の会計処理の原則及び手続を投資会社と統一するために変更する場合は、会計方針の変更に該当することとなる。（資料 8）

#### 1 3. 債券の保有目的区分の変更に関する事項

「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」（実務対応報告第 26 号）が公表され、当実務対応報告に従って行われた債券の保有目的区分の変更は、会計基準の変更に伴う会計方針の変更に該当することに加え、当実務対応報告で示した注記を行うこととなる。（資料 9 - 1, 9 - 2）

#### 1 4. 内部統制報告書、確認書に関する事項

金融商品取引法の施行に伴い、平成 20 年 4 月 1 日から開始する事業年度から内部統制報告制度が導入され、金融商品取引所に上場されている株券等を発行する会社は、事業年度ごとに当該会社の属する企業集団及び当該会社の財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制について評価した報告書（内部統制報告書）を有価証券報告書と併せて提出することとされている。（資料 1 0）

また、同じく有価証券報告書等の記載に係る確認書制度も導入され、当連結会計年度から、確認書の提出が義務づけられている。（資料 1 1）

以上

(資料1) 監査報酬の内容等

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基 づく報酬(円)	非監査業務に基 づく報酬(円)	監査証明業務に基 づく報酬(円)	非監査業務に基 づく報酬(円)
提出会社	—	—	XXX,XXX	XXX,XXX
連結子会社	—	—	XXX,XXX	XXX,XXX
計	—	—	X,XXX,XXX	X,XXX,XXX

(資料2) 公認会計士又は監査法人が異動し、臨時報告書を提出した場合

当社の監査人は次のとおり異動している。

第〇期（連結・個別） 監査法人〇〇〇〇  
 第〇期（連結・個別） 監査法人××××

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりである。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の氏名・名称  
 監査法人〇〇〇〇      〇〇〇〇  
 監査法人××××      ××××

(2) 異動の年月日      平成〇年〇月〇日

(3) 監査公認会計士等であった者が監査公認会計士等でなくなった場合（概要）

① 異動監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日  
 平成〇年〇月〇日

② 異動監査公認会計士等が作成した監査報告書又は内部統制監査報告書等における内容等  
 .....(略).....

③ 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯  
 .....(略).....

④ 上記③の理由及び経緯に対する監査報告書又は内部統制監査報告書等の記載事項に係る異動監査公認会計士等の意見  
 .....(略).....

⑤ 異動監査公認会計士等が上記④の意見を表明しない場合における理由等  
 .....(略).....

(資料3) たな卸資産に係る表示方法の変更

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(略)	<p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記している。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ〇〇百万円、〇〇百万円、〇〇百万円である。</p>

(資料4-1) 「資産除去債務に関する会計基準」を早期適用した場合

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
—	<p>(会計方針の変更)</p> <p>「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)が平成22年3月31日以前に開始する連結会計年度から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度からこれらの会計基準等を適用している。</p> <p>これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ〇〇〇百万円減少している。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額はX,XXX百万円である。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>

(資料4-2) 資産除去債務に関する注記・記載例

当連結会計年度末（平成21年3月31日）

1. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

〇〇施設用土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等である。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から〇年と見積り、割引率はX.X%を使用して資産除去債務の金額を計算している。

ハ 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

変動の内容	当連結会計年度における総額の増減
期首残高（注）	XXX 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	X,XXX 百万円
その他	XX 百万円
期末残高	X,XXX 百万円

（注）当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる期首時点における残高である。

2. 連結貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

イ 当該資産除去債務の金額を連結貸借対照表に計上していない旨

連結財務諸表提出会社の〇〇に関する建物及び構築物に係る資産除去債務は連結貸借対照表に計上していない。

ロ 当該資産除去債務の金額を連結貸借対照表に計上していない理由

…（計上していない理由）…であるため。

ハ 当該資産除去債務の概要

〇〇法第〇条に定める有形固定資産の撤去義務に伴う資産除去債務である。

(資料5-1)「工事契約に関する会計基準」を早期適用し、当連結会計年度に着手した工事契約から適用した場合

	<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p>	<p>—</p>	<p>(へ) 収益及び費用の計上基準 ①完成工事高及び完成工事原価の計上基準 .....。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>請負工事に係る収益の計上基準については、従来、請負金額 XXX 百万円以上かつ工期1年超の工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)が平成21年3月31日以前に開始する連結会計年度から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度からこれらの会計基準等を適用し、当連結会計年度に着手した工事契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用している。</p> <p>これにより、売上高は〇〇〇百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ〇〇〇百万円増加している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>

(資料5-2)「工事契約に関する会計基準」を早期適用し、当連結会計年度の期首に存在する工事契約から適用した場合

	<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p>	<p>—</p>	<p>(へ) 収益及び費用の計上基準 ①完成工事高及び完成工事原価の計上基準 .....。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>請負工事に係る収益の計上基準については、従来、請負金額 XXX 百万円以上かつ工期1年超の工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)が平成21年3月31日以前に開始する連結会計年度から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度からこれらの会計基準等を適用し、当連結会計年度の期首に存在する工事契約を含むすべての工事契約において当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用している。</p> <p>これにより、売上高は〇〇〇百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ〇〇〇百万円増加している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>

(資料5-3)「工事契約に関する会計基準」を早期適用し、同一の工事契約についてたな卸資産及び工事損失引当金を相殺しないで表示している場合

前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	当連結会計年度末 (平成21年3月31日)
—	<p>※○ 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。</p> <p>損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額はXX百万円(うち、商品及び製品XX百万円、仕掛品XX百万円)である。</p>

(資料5-4)「工事契約に関する会計基準」を早期適用し、同一の工事契約についてたな卸資産及び工事損失引当金を相殺表示している場合

前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	当連結会計年度末 (平成21年3月31日)
—	<p>※○ 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産は、これに対応する工事損失引当金XX百万円(うち、商品及び製品に係る工事損失引当金XX百万円、仕掛品に係る工事損失引当金XX百万円)を相殺表示している。</p>

(資料5-5)「工事契約に関する会計基準」を早期適用し、当連結会計年度の期首に存在する工事契約を含むすべての工事契約について適用した場合

前連結会計年度 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日)
—	※○ 過年度工事利益は、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第 15 号 平成 19 年 12 月 27 日) 第 25 項に基づき、平成 20 年 4 月 1 日時点で存在するすべての工事契約について同会計基準を適用したことによる過年度の工事の進捗に見合う利益である。なお、過年度の工事の進捗に対応する工事収益の額及び工事原価の額は、それぞれ XX 百万円及び XX 百万円である。

(資料5-6) 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額の注記

前連結会計年度 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日)
—	※○ 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額 <div style="text-align: right;">○○○百万円</div>

(資料6-1)「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)を早期適用し、数理計算上の差異を当期から償却した場合

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
—	<p>(会計方針の変更)</p> <p>「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)が平成21年3月31日以前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用している。</p> <p>本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額に関わる適用初年度の費用処理額は〇〇〇百万円であり、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ〇〇〇百万円減少している。</p> <p>また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高は〇〇〇百万円である。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>

(資料6-2)「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)を早期適用し、数理計算上の差異を翌期から償却する場合

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
—	<p>(会計方針の変更)</p> <p>「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)が平成21年3月31日以前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用している。</p> <p>数理計算上の差異を翌期から償却するため、これによる営業損益、経常損益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はない。</p> <p>また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高は〇〇〇百万円である。</p>

(資料7)「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」を早期適用した場合

	<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>1. 連結の範囲に関する事項</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(イ) 連結子会社の数 X社 (略)</p> <p>当連結会計年度より、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第22号 平成20年5月13日)を適用し、新たに〇〇株式会社及び△△株式会社を連結の範囲に含めている。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第22号 平成20年5月13日)が平成20年9月30日以前に開始する連結会計年度から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度より当適用指針を適用している。</p> <p>これにより、営業利益は〇〇〇百万円、経常利益は〇〇〇百万円及び税金等調整前当期純利益は〇〇〇百万円、それぞれ増加している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>

(資料8)「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」を  
早期適用した場合

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
—	<p>○「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)が平成22年3月31日以前に開始する連結会計年度から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から当会計基準及び実務対応報告を適用している。</p> <p>これにより経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ〇〇〇百万円増加している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>

(資料9-1)「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」(実務対応報告第26号 平成20年  
12月5日)を適用し、債券の保有目的の区分の変更を行った場合

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
—	<p>(会計方針の変更)</p> <p>当連結会計年度において、「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」(実務対応報告第26号 平成20年12月5日)を適用し、有価証券に関する注記に記載のとおり、債券の保有目的の区分の変更を行っている。</p> <p>この変更は、・・・(変更の理由を具体的に記載)・・・ために行った。</p> <p>これにより、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ〇〇〇百万円増加している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響はない。</p>

(資料9-2)「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」(実務対応報告第26号 平成20年12月5日)の適用により、有価証券の保有目的区分を変更した場合

(流動性が乏しいことその他の事由により金融商品市場において時価で有価証券を売却することが相当期間困難である場合であって、当連結会計年度に保有目的区分を変更した有価証券)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日至平成21年3月31日)
—	<p>1. 売買目的有価証券から満期保有目的の債券への変更</p> <p>イ. 概要 (略)</p> <p>ロ. 保有目的区分を変更した日及び変更の理由 (略)</p> <p>ハ. 当連結会計年度における損益 (略)</p> <p>二. 連結決算日における時価及び連結貸借対照表計上額 (略)</p> <p>ホ. 保有目的の変更が連結財務諸表に及ぼす影響 (略)</p> <p>2. 売買目的有価証券からその他有価証券への変更</p> <p>イ. 概要 (略)</p> <p>ロ. 保有目的区分を変更した日及び変更の理由 (略)</p> <p>ハ. 当連結会計年度における損益 (略)</p> <p>二. 連結決算日における連結貸借対照表計上額 (略)</p> <p>ホ. 保有目的の変更が連結財務諸表に及ぼす影響額 (略)</p> <p>3. その他有価証券から満期保有目的の債券への変更</p> <p>イ. 概要 (略)</p> <p>ロ. 保有目的区分を変更した日及び変更の理由 (略)</p> <p>ハ. 連結決算日における時価及び連結貸借対照表計上額 (略)</p> <p>二. 連結貸借対照表に計上されたその他有価証券評価差額金の額 (略)</p>

(資料10) 内部統制報告書

【表紙】	
【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第 項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年〇月〇日
【会社名】	〇〇〇〇株式会社
【英訳名】	〇〇〇〇Co., Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 〇〇 〇〇
【最高財務責任者の役職氏名】	専務取締役 〇〇 〇〇
【本店の所在の場所】	東京都〇〇区〇〇 X-X-X
【縦覧に供する場所】	〇〇〇〇株式会社大阪支店 (大阪府中央区北浜〇丁目〇番〇号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜1丁目8番16号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡府中央区天神2丁目14番2号)
1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】	(略)
2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】	(略)
3【評価結果に関する事項】	(略)
4【付記事項】	(略)
5【特記事項】	(略)

(資料11) 確認書

【表紙】	
【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年〇月〇日
【会社名】	〇〇〇〇株式会社
【英訳名】	〇〇〇〇 Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 〇〇 〇〇
【最高財務責任者の役職氏名】	専務取締役 〇〇 〇〇
【本店の所在の場所】	東京都〇〇区〇〇 X-X-X
【縦覧に供する場所】	〇〇〇〇株式会社大阪支店 (大阪市中央区北浜〇丁目〇番〇号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神2丁目14番2号)